

宝塚市と武庫川女子大学との包括連携に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と武庫川女子大学（武庫川女子大学短期大学部を含む。以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、社会的資源の活用及び人的資源の交流を図り、まちづくりに係る幅広い分野で相互に協力し、地域社会の発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- （1）まちづくりに関すること
- （2）人材育成に関すること
- （3）学術・研究に関すること
- （4）教育、文化・芸術、スポーツの振興に関すること
- （5）子育て支援、健康増進、社会福祉、生涯学習など市民生活の充実に関すること
- （6）産業の振興及び活性化に関すること
- （7）防災、安全・安心に関すること
- （8）その他両者が協議して必要と認める事項に関すること

（連絡調整及び定期的な協議）

第3条 甲及び乙は、前条に定める事項の円滑な推進を図るため、それぞれの協力事項について連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、定期的に協議を行うものとする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3か月前までに、甲、乙のいずれからも書面をもって更新しない旨の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定書に定める事項に関する細目については、別途協議して定めるものとする。

2 本協定書に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めがない事項については、甲乙双方が誠意をもって協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名の上、各々1通を保有する。

令和3年（2021年）2月15日

（甲）宝塚市

宝塚市長

中川 智子



（乙）武庫川女子大学

学 長

瀬口 和義

